

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二六六
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 二六六
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があった件 二六六
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二六六
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二六六
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二七〇
 - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 二七〇
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二七〇
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 二七〇
 - 道路の区域を変更する件二件 二七〇
 - 道路の供用を開始する件 二七〇
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二七三
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二七三
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二七三
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二七三
 - 一般競争入札を行う件 二七三
 - 一般競争入札を行う件 二七三
 - 一般競争入札を行う件 二七三
 - 福島県労働委員会 二七三
 - あつせん員候補者として委嘱した件 二七三
 - 福島海区漁業調整委員会 二七三

○いかつり漁業について指示する件

告 示

福島県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
ておす	会津若松市本町三二一〇	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原二二二三	株式会社 terclus	福島県会津若松市本町三二一〇

（社会福祉課）

福島県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
国見町指定介護予防支援事	伊達郡国見町大字藤田字一	国見町	福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二二一	平成二十七年三月三十一日	介護予防支援

業所	山崎歯科 医院	1 丁田一	南会津郡 南会津町 松戸原一 五	すかがわ 岩瀬農業 協同組合 ふれあい ヘルパー ステーション	須賀川市 卸町五一	すかがわ 岩瀬農業 協同組合	同 県須賀川市 大町八五	平成二三年五月三 日	訪問看護 訪問リ ハビリテ ーション 居宅療養 管理指導
	山崎行彦		同 県南会津郡 南会津町松戸原 一五	福島県厚 生農業協 同組合連 合会	同 県福島市飯 坂町平野字三枚 長一一一	平成二七年三月三 日	居宅介護 支援事業		

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	会津長寿園指定居宅介護支援事業所	事業所の所在地	会津若松市門田町大字黒岩字五百山丙四五九一三	事業者の名称	社会福祉法人会津長寿園	事業者の主たる事務所の所在地	福島県会津若松市門田町大字黒岩字五百山丙四五九一三	休止年月日	平成二七年四月一日	サービスの種類	居宅介護支援事業
--------	------------------	---------	------------------------	--------	-------------	----------------	---------------------------	-------	-----------	---------	----------

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年五月十五日から同年九月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品会津アピオ店 福島県会津若松市町北町大字始字宮前十番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社カワチ薬品
代表取締役 河内 伸二
栃木県小山市卒島千二百九十三番地
(変更後) 株式会社カワチ薬品
代表取締役 河内 伸二
栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
- 三 変更した年月日
平成二十七年四月三十日
- 四 届出年月日
平成二十七年四月三十日
- 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年五月十五日から同年九月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品会津アピオ店 福島県会津若松市町北町大字始字宮前十番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の収容台数

（変更前）百八十三台

（変更後）百五十八台

2 駐輪場の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

3 荷さばき施設的位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

4 廃棄物等保管施設的位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十七年十二月三十一日

四 届出年月日

平成二十七年四月三十日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

かねとビル 福島県郡山市桑野四丁目三番地の四ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、右田・海老地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年五月十八日から
（二十二日間）

同 年六月八日まで

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、錦・関田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年五月十八日から
（二十二日間）

同 年六月八日まで

三 縦覧の場所

いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る森林の所在場所
 - 白河市大瀬目ヶ入石切場一の三二、一の三三、旗宿長峯一、表郷金山字犬子山二の三、大信下小屋字樋ヶ沢二三五の一、一三五の二、字井戸ヶ沢二の一、字西宿二二六、大信隈戸字岡ノ内八五、八七、字赤仁田一の一五二、一の一五三、八〇の四、九一の二、字上ノ台三四、三五の一、三五の二、字日渡二二四、一二六、一二八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所及び飯館村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
高城伽 高城伽 渡辺重綱 渡邊重綱 松本俊憲 久米松太郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十七年福島県告示第百六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を小野町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
長久保吉三郎 長久保茂平 長久保惣弥 長久保虎吉 長久保松吉 長久保今朝吉 今泉師孝 加瀬英平 吉田初雄
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十七年福島県告示第百一十一号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を小野町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

小野町農業協同組合 吉田広幸

二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十七年福島県告示第三百八号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
宮森泰介

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十七年福島県告示第三百九号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道富岡大越線	田村市常葉町掘田字八升栗七五番三地从先から同 市常葉町掘田字八升栗一〇番二地先まで	変更前 変更後	五・〇 一六・五 六・五 一三・〇	二〇〇・〇 二〇〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道原釜椎木線	相馬市塚部字前田一七八番一地从先から同 市塚部字前田二番一地从先まで	変更前 変更後	六・七 九・四 六・七 九・四 六・七 八・二	三六五・五 三六五・五 三六四・六

（道路計画課）

福島県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原釜権木線	相馬市塚部字前田一七八番一地从先から 同 市塚部字前田二番一地从先まで	平成二十七年五月一日

(道路計画課)

公 告

公告第四百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月二十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人本宮の映画文化を継承する会
- 三 代表者の氏名
本田 裕之
- 四 主たる事務所の所在地
福島県本宮市本宮字南町裡八十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、本宮市民に対して、映画文化振興に関する事業を行い、本宮地域に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
猪苗代町土地改良区
退任した役員

役員氏名	住所
阿部 清美	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字小水沢甲二七三〇番地
小坂橋 幸男	町字見祢五三三六番地
大堀 芳輝	町字中町五五二七番地
山本 一彦	町大字三ツ和字五十軒三三五七番地
藤原 壽一	町大字長田字大在家二七〇四番地
穴澤 進	町大字磐根字土田三三〇〇番地
佐藤 公章	町大字磐里字島田一九三二番地
笹岡 正人	町字東町裏四七九三番地
鈴木 勝廣	町大字西館字中屋敷二〇八番地
田澤 一男	町大字千代田字村ノ内丙一八八番地
佐藤 三十四	町大字中小松字小平潟四三番地
後藤 公男	町大字三郷字上大作五三六七番地
長澤 実	町大字八幡字土手内二二二番地
鈴木 忠彦	町大字川楯字曲淵五五九五番地
土屋 敬	町大字金田字金曲一一二番地
関澤 孝夫	町大字金田字夷田四二七五番地
渡部 吉明	町大字若宮字上町甲一四一八番地一
菊地 宗平	町大字若宮字大原丙二五六番地
小林 文男	町大字若宮字大原丙二五六番地
戸田 義己	町字祢次八四七番地
神 建一	町大字堅田字入江九一〇番地
氏田 祝	町大字八幡字白津四三八六番地
就任した役員	町大字若宮字山田乙二一〇番地
氏名	住所
大堀 芳輝	耶麻郡猪苗代町字中町五五二七番地
渡部 長昭	町大字蚕養字村中乙二一五九番地
菊地 宗平	町大字若宮字大原丙二五六番地
笹岡 正人	町字東町裏四七九三番地
二瓶 昌盛	町大字三ツ和字三城潟九三二番地
佐野 精	町大字長田字西真行二四五〇番地
渡部 義正	町大字磐根字西又保六八六番地
戸田 義己	町大字堅田字入江九一〇番地
佐藤 公章	町大字磐里字島田一九三二番地
六角 篤	町大字金田字金曲八八番地
佐藤 三十四	町大字中小松字小平潟四三番地
星 隆夫	町大字三郷字小松字小平潟四三番地
五十嵐 美春	町大字八幡字白谷地道三五〇〇番地
小林 文男	町字祢次八四七番地

同 山内 清藏 同 郡同 町大字三ツ和字砂川二九二五番地
同 土屋 勇雄 同 郡同 町大字壺楊字壺下二五番地

(農村計画課)

公告第百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
棚倉町土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所
理事 薄井 喜雄 東白川郡棚倉町大字堤字羽黒東三六番地

(農村計画課)

公告第百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、田村市から田村三春小野都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第108号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年5月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 大型灰化炉 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年11月13日(金)
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター(仮称)南相馬市施設本館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年6月12日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年5月15日(金)から平成27年6月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年5月29日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年6月29日(月)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年6月26日(金)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Ashing furnace system 2

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 29 June 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 June 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察本部公告第59号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交番・駐在所等ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年 5月15日

福島県警察本部長 石 田 勝 彦

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 交番・駐在所等ネットワークシステム機器（214拠点）一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成27年12月1日から平成32年11月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年6月3日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成27年5月15日(金)から6月3日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、205円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成27年6月25日(木)午前11時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年6月24日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Electronic equipment and data transmission circuits for the network system connecting 214 bases of police facilities including police boxes, residential police boxes, and so on.(including related costs concerning installation, maintenance and removal of the equipment, and installation, setup, adjustment, transition, formulation and tests of the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00a.m., 25 June 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 24 June 2015
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十七年五月十五日

福島県労働委員会
委員長 伊藤 宏

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部 教授	平成20年6月24日
吉高神 明	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	平成26年6月24日
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
今野 明子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		平成24年6月24日
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	東北電力労働組合郡山 支部執行委員長	平成22年6月22日
国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡 山支部書記長	電機連合三菱電機労働 組合郡山支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員	UIセンセン同盟埼玉	平成23年2

	U A センセン福島県支部長	県支部長	月22日
田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合 会福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組 合連合会福島県支部書 記長	平成24年6月24日
横山まゆみ	福島県労働委員会労働者委員 J A M I 日立オートモティブフジ システムズ労働組合第3支部執 行委員	J A M I トキヨ労働組合 福島支部執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	平成26年6月24日
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合 会専務理事兼事務局長	平成18年6月21日
豊田 和夫	福島県労働委員会使用者委員 常磐興産株式会社常務取締役	常磐興産株式会社常務 取締役社長室長	平成24年6月24日
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	平成26年6月24日
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長	平成26年8月26日
佐久間弘之	福島県労働委員会事務局長	福島県生活環境部政策 監	平成27年4月28日
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県企画調整部参事 兼文化スポーツ局生涯 学習課長	平成26年4月22日
酒井 浩	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県生活環境部環境 共生総室自然保護課主 幹	平成27年4月28日

福島海区漁業調整委員会

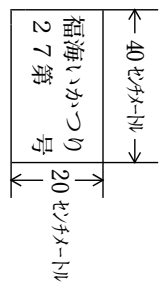
(審査調整課)

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十七年五月十五日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳弘

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、平成二十七年六月一日から平成二十八年一月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
 - 1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
 - 2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
 - 3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。



- 4 漁獲成績の報告
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 6 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十七年六月一日から平成二十八年五月三十一日までとする。